



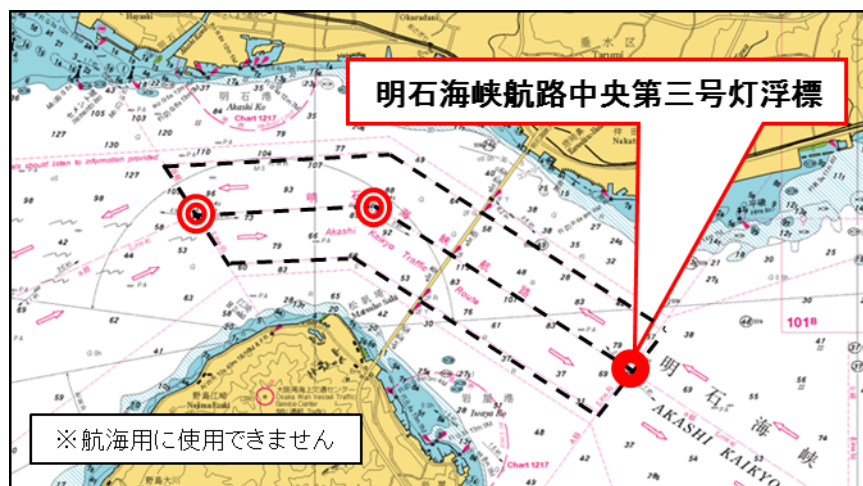
第五管区海上保安本部
平成 27 年 9 月 24 日

大型灯浮標のリフレッシュ

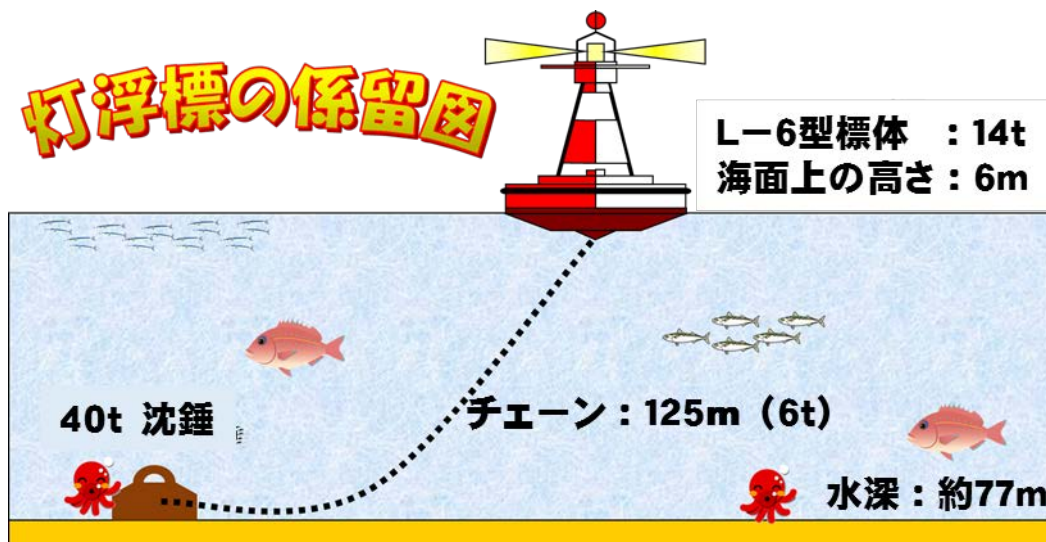
第五管区海上保安本部では、172基の灯浮標（ブイ）を設置・管理していますが、この度**明石海峡航路中央第三号灯浮標（兵庫県）**の交換作業を4年ぶりに実施します。

この灯浮標は、国内有数のふくそう海域である明石海峡の航路中央を示すために設置されており、同航路には、これ以外に2基の同型灯浮標があります。

なお、この灯浮標は、管内では洲本沖灯浮標（和歌山県）に次いで2番目に大きいものです。



灯浮標の係留図



灯浮標の交換が必要な理由

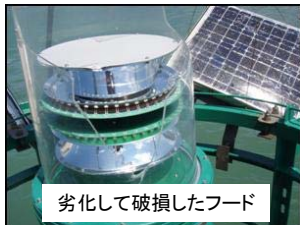
機器

常に潮風や波を被る環境下にあるため、塩害による腐食が著しく、端子やケーブルが腐食すると消灯する。

また、プラスチックやゴム製の部品は紫外線によって劣化し、劣化した部品に波の強い力が加わると破損する。



塩害によって腐食した端子板



劣化して破損したフード

標体

海洋生物が付着すると重さで標体が沈下して波を被りやすくなり、点検業務に危険を伴う。

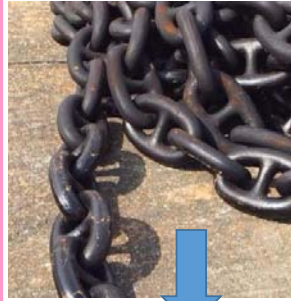
また、防水パッキンの劣化によって浸水が発生し、放置すれば沈没する。



海洋生物が付着した標体

係留具

鉄鎖(チェーン)等の係留具は、磨耗や腐食によって細くなり強度が低下、切断に至る。



強度が低下した鉄鎖

船舶接触

船舶接触事故が発生し消灯や漂流すると、航路障害物となるため、早期に復旧する必要があります。



船舶接触後

交換作業の流れ



引揚げ準備

潮流や通航船の状況を見ながら起重機船を固定



引揚げ

標体、鉄鎖(チェーン)、沈錘の順に引揚げます



整備された灯浮標を設置

潮流を加味しながら正規の位置へ設置します



完了

次回交換(4年後)まで明石海峡を守ります

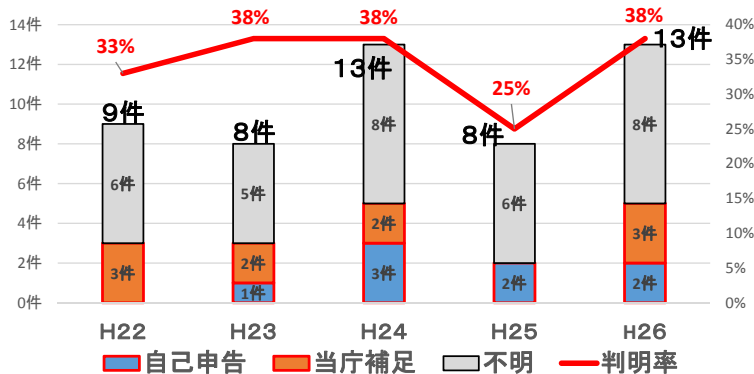
船舶接触事故

灯浮標（灯標を含む）は、著名な岬や主要変針点を明示する灯台と違い、航路や港口を示すため海上に設置されています。

このため、船舶や曳航ロープと接触し易く、接触により消灯や漂流等の事故が起きてしまうと、船舶の指標となるべき灯浮標が航路障害物となってしまう、二次災害に繋がるおそれがあります。

第五管区海上保安本部では、このような二次災害発生の防止、迅速な復旧のため、ブイへの接触事故を起こしてしまった、あるいは損傷しているブイを発見したときには、最寄りの海上保安部署へ直ちに連絡するよう呼びかけています。

五管区における発生状況（過去5年）

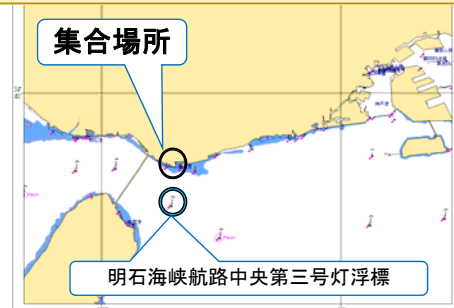


被害状況：灯器全損等



現地取材のご案内

4年に1回のため、あまり見る機会のない灯浮標交換作業の現地案内を行いますので、取材を希望される方は、問い合わせ先までご連絡下さい。



取材日時：平成27年10月21日（水）午前10時から午前11時30分まで
※予備日（10月22日（木）同時刻）

集合時間：当日午前9時15分（午前9時30分出港）

集合場所：神戸市垂水区垂水漁港

広報船：灯台見回り船こうん（神戸海上保安部所属）

その他：広報船にて現場まで案内し、船内から交換工事をご覧いただきます。
なお、乗船人数に限りがありますので、定員となり次第終了します。

※詳細については、別途お知らせします。